

新型コロナウイルス感染症への対応等について
(令和3年6月21日現在)

＜町民の皆様へ＞

まん延防止等重点措置の指定は

6月20日をもって解除されました。

岐阜県内で5月9日より指定されていたまん延防止措置重点措置の指定は6月20日をもって解除されました。しかし感染力の高い変異ウイルスの確認や若い世代の感染など、注意が必要な状態が続いています。

町民の皆様には、危機意識を持っていただき、基本的な感染防止対策をお願いします。

そして、以下のことをお願いします。

1. 不要不急の外出の自粛
2. マスクの着用、アルコール手指消毒の徹底
3. 多人数での会食、バーベキュー等の自粛

【県より】

(<http://pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26556.html>)

＜町の対応等＞

1. 町内での開催されるイベント等の対応について
 - ・町主催の不特定多数の人が集まるイベント等は当面の間、感染状況等を考慮し判断していきます。
 - ・各種団体の活動や会議については、主催者の判断に任せますが、感染防止対策をお願いします。
2. 公共施設の対応
 - ・以下の施設については、岐阜県民のみ利用が可能です。
 - また、各施設ごとに利用人数の制限がありますので、詳細については、教育委員会（0574-48-1114）でご確認ください。
 - 利用の際は感染予防対策をお願いします。
 - (1) 木の国七宗コミュニティーセンター
 - (2) 神淵コミュニティーセンター
 - (3) 上麻生中学校屋内運動場及び屋外運動場
 - (4) 上麻生小学校屋内運動場及び屋外運動場
 - (5) 神淵中学校屋内運動場及び屋外運動場
 - (6) 神淵小学校屋外運動場
 - (7) 七宗町体育館及び町民運動場

3. 感染を防ぐための対応について

- ・「新型コロナウイルス感染症について」厚生労働省ホームページ参照
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

4. 相 談 窓 口

- ・「岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」岐阜県ホームページ参照
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26598.html>)

(問合先等)

七宗町役場総務課 総務防災係

TEL 0574-48-1111 (内線 102、105)